

○納入場所について

下記の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行・郵便局で納めてください。市外の本店、支店でも納入できます。

※金融機関名称等については、統廃合、合併等により変更される場合があります。

- ・三菱UFJ銀行
- ・静岡銀行
- ・十六銀行
- ・愛知銀行
- ・中京銀行
- ・浜松磐田信用金庫
- ・岡崎信用金庫
- ・蒲郡信用金庫
- ・信用組合愛知商銀
- ・東海労働金庫
- ・みずほ銀行
(令和7年3月31日まで)
- ・清水銀行
- ・大垣共立銀行
- ・名古屋銀行
- ・三十三銀行
- ・豊橋信用金庫
- ・豊川信用金庫
- ・イオ信用組合
- ・豊橋商工信用組合
- ・豊橋農業協同組合

・ゆうちょ銀行または郵便局

東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）に所在するゆうちょ銀行・郵便局で納入できます。

東海4県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入するときは、右の「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ必ず提出してください。なお、すでに利用されている場合は、本年度も引き続き利用できますので、再提出の必要はありません。

令和 年 月 日

店長（郵便局長）様

豊橋市長 浅井由崇



指 定 通 知 書

貴店（貴局）を当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）の払込みの取扱いをするゆうちょ銀行・郵便局に指定しましたので通知します。

記

1. 認 可 番 号 貯業－第162号（昭和58年2月7日）
2. 口 座 番 号 00860－3－960423
3. 加入者の名称 豊橋市取扱者 豊橋市会計管理者
4. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

〒469-8794